

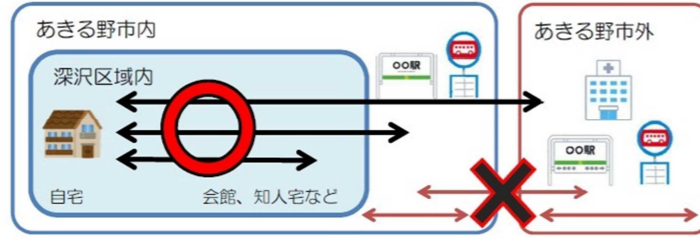
【参考資料】あきる野市内の公共交通充実に向けた検討状況について

あきる野市では、市内の公共交通充実に向け、令和3年度までにタクシー料金補助制度、小型車両（ワンボックス車等）による定時定路線型交通の導入についての実証実験を行ってきました。また、今後はるのバスの増便増発、または新規路線の開設、デマンド型交通の導入等を検討しているところです。以下に、それぞれの概要をお示しします。

施策①：タクシー料金補助制度（深沢区域において令和元年8月1日～令和2年1月31日に実証実験実施済）

【施策概要】

- ・基準日（R1.7.1）時点で深沢区域在住65歳以上の市民を対象に、1人あたり額面500円のタクシー料金補助券を24枚配布。
- ・補助券は、出発地または到着地が深沢区域内である場合に利用可能。
- ・1回の支払いにつき、1人1枚使用可能（おつりはできません）。
- ・市が指定するタクシー事業者のタクシーのみでの利用に限る。



【結果】

- ・補助対象者のうち約半数が1回以上補助券を使用。
- ・「使わなかった」理由で最多となったのは、「自家用車による外出の方が便利だから」。
- ・タクシー代補助を活用して他の公共交通へ乗り継いだ人は利用者の約3割。
- ・生活の変化としては、「帰宅が楽になった」「夜間に外出しやすくなった」「友人や知人との外出が増えた」といった意見が見られた。
- ・補助券を利用した人の半数以上が、当該施策は市内公共交通不便地域に対し「効果がある」と回答。

施策②：小型車両（ワンボックス車等）による定時定路線型交通の導入（草花折立区域において令和2年9月1日～令和3年8月31日まで実証運行実施済）

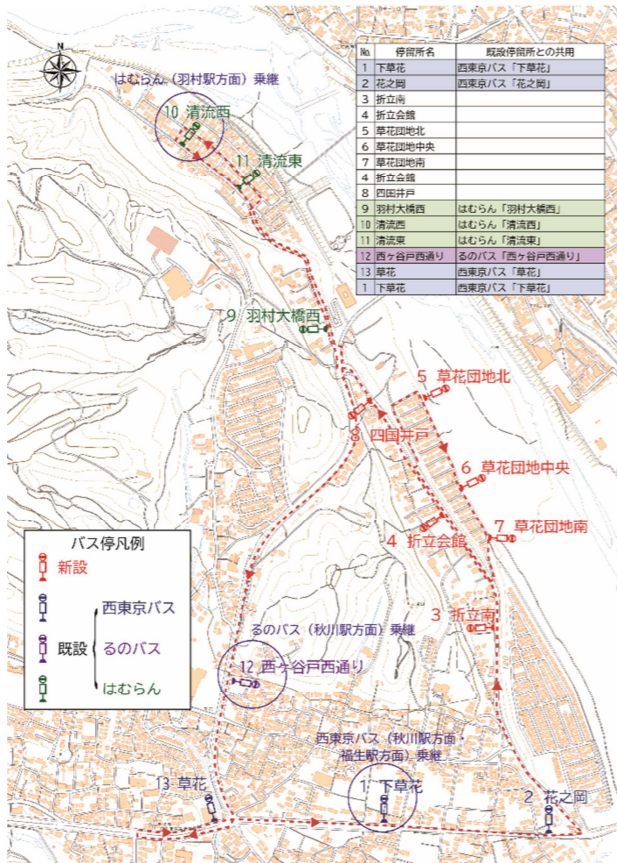
【施策概要】

- ・永田橋通り（都道165号伊奈福生線）の西東京バス「下草花」バス停を起点とし、草花団地を含む草花折立区域を反時計回りに一周する路線を、小型車両（ワンボックス車）により1周約30分の路線を日10便運行（平日のみ）。
- ・料金は、既存のコミュニティバス（るのバス）の運賃も考慮し、100円/人（未就学児は無料）と設定。
- ・運行開始後の利用状況を鑑み、R3.3.1から一部ダイヤ改正を実施（初便を繰り上げて0便を設置、最終便（10便）を廃止）

詳細は、<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000011553.html>

【結果】

- ・運行期間中の延べ利用者数は601人（日平均2.47人）。
- ・草花折立区域の住民を対象としたアンケート調査結果では、実証運行を知っていた人のうち約27%が1回以上利用し、週に1回以上利用したのは9%。
- ・利用しなかった理由としては、「自家用車やバイクの方が便利だから」「将来的には公共交通機関が必要になると思うが今は不要」といった意見が多数を占めたほか、新型コロナウイルスの影響による外出や公共交通の利用自粛によるものも5割弱見られた。



施策③：るのバスの増便増発（令和4年前半から実施予定）

【施策概要】

- ・るのバスの路線拡充や増便については、従前から要望が寄せられているところではあるが、車両の増備が前提となる。
- ・車両増備については、現在のるのバスと同じバス車両の購入費が令和2年度予算案に上程されたが、市議会は、公共交通検討委員会における審議が不十分であるとして、修正の上で議決を行うとした。
- ・るのバスの路線拡充については、道路幅員等の制約を念頭に置いた上で市民ニーズを把握し、デマンド交通等を含めて検討するため、全市的な調査を別途実施する。
- ・一方、るのバス路線を増発するために必要な車両確保（期間リース）のめどがたったことから、実証運行（既存路線の増便増発）を行うものである。

施策④：デマンド型交通の導入（令和4年前半から実施予定）

【施策概要】

- ・公共交通優先検討区域（実証試験未実施である引田・代継・網代区域での実施を検討中）内に居住し、会員登録をした方を対象に実施（事業主体はS&D多摩ホールディングスグループ）。
- ・利用はコールセンターでの電話予約やパソコン、スマートフォンによる予約制とし、運行対象区域内と、市内公共施設/病院/スーパーマーケット等との間を運行（居住地域によって目的地となる公共施設の制限あり）。
- ・運行及び予約時間等は以下のとおり。  
 運 行：平日9：00～16：00  
 予 約：平日8：30～15：30（乗車時間30分前まで）  
 使用車両：乗車定員9人（運転手除く）程度の普通車
- ・運賃は既存のコミュニティバス（るのバス）の運賃も考慮し、200円/人（未就学児は無料）とする。



これらの施策に関する検討状況は、随時市ホームページで公表していきます。また、重要な情報は、広報あきる野紙面でもお知らせします。



市ホームページから「公共交通」で検索してください。

○るのバス・ワンボックス車両が通行可能な市内道路網

るのバスで使用している小型バス車両や、ワンボックス車両を公共交通として運行できる道路は、車両制限令（昭和36年政令第265号）という法令に定められた幅員を満たす必要があります。この基準を満たす道路は現在下図のとおりとなっています。

